

令和7年第2回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和7年第2回教育委員会定例会議事日程

令和7年2月26日（水）
午後5時45分 開会
多賀城市役所西庁舎5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告

日程第4 議事

- (1) 臨時代理事務 報告第3号 臨時代理の報告について(令和6年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見)
- (2) 臨時代理事務 報告第4号 臨時代理の報告について(令和7年多賀城市一般会計予算に対する意見)
- (3) 議案第4号 令和7年度多賀城市教育基本方針及び重点目標について
- (4) 議案第5号 令和6年度多賀城市教育功績者等表彰(追加)について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和7年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

1月29日、「令和6年度第1回総合教育会議」が開催され、教育長及び教育委員が出席しました。

2月3日から3月5日まで31日間の会期日程で、「令和7年第1回多賀城市議会定例会」が開催されています。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします、「令和6年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）」及び「令和7年度多賀城市一般会計予算」について、本会議及び予算特別委員会で審議されています。

一般質問は、2月13日及び14日に行われ、教育委員会関係は4名から4件の質問が通告されました。回答要旨は別紙のとおりです。

2月4日、「二市三町教育長会議」が塩竈市役所で開催され、教育長が出席しました。

2月6日、「令和6年度多賀城市教育功績者等表彰式」を市役所で開催し、個人44名と5団体の方々に表彰状を授与しました。

2月12日、第2回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」について、原案の通り可決しました。

■生涯学習課関係

1月25日、生涯学習100年構想実践員会主催の「第20回ゆめ大会」が文化センターで開催され、市内小中学校の代表者が「未来のゆめ」について発表しました。

2月6日、青少年健全育成多賀城市民会議主催の「令和6年度多賀城市青少年善行者表彰式」が市役所で開催され、個人8名の方々に表彰状が授与されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

1月25日から2月15日まで、現代によみがえる多賀城南門をテーマに「歴史講座」（全4回）を開催し、延べ110人が参加しました。

(別表)

社会教育事業等の開催状況

(令和7年2月17日現在)

○文化センター(指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
1月22日 1月31日 2月16日	主催事業「ピアノで遊ぼう」	計33名	市会
2月15日	共催事業「たがぶん自習室」	4名	中公

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
1月23日	高齢者教育事業「天気予報ができるまで」 講師：東北放送(株)報道制作局気象予報士 今野桂吾氏	43名	中公
1月25日	成人教育事業 「大人のための色鉛筆アート講座Part3」 講師：カラーコーディネーターイラストレーター 小関しのぶ氏	14名	中公
2月6日	高齢者教育事業 「これからを豊かに生きる、終活講座」 講師：(株)ごんきや終活カウンセラー 山田和佳子氏	37名	中公
2月8日 2月15日	成人教育事業「おうちでバレトン・ポルドブラ」 講師：バレトンインストラクター 沼田清美氏 (山王地区公民館・大代地区公民館との合同事業)	29名	オンライン

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
1月26日	青少年教育事業 「～親子で楽しむ～春のてまり寿司教室」 講師：飾り巻き寿司マスターインストラクター 千葉淳子氏	23名	山公

2月8日 2月15日	成人教育事業「おうちでバレトン・ポルドブラ」 講師：バレトンインストラクター 沼田清美 氏 (中央公民館・大代地区公民館との合同事業)	29名	オンライン
---------------	---	-----	-------

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月16日	家庭教育事業「親子料理教室」 講師：ハウス食品株式会社、多賀城市大代地区食生活改善推進委員	14名	大公
2月 7日	成人教育事業「メタバースツアー」	1名	大公
2月 8日 2月15日	成人教育事業「おうちでバレトン・ポルドブラ」 講師：バレトンインストラクター 沼田清美 氏 (中央公民館・山王地区公民館との合同事業)	29名	オンライン
2月 6日 2月 8日 2月13日	地域交流事業「集いの広場」	計12名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
1月31日 まで	「メッセージガーランドの募集」 (来館者1,000万人達成記念イベント)	320名	市図
1月18日～ 2月1日	「気軽に触れよう！ボードゲーム」	647名	市図
1月24日	「新しい本と出会えるきっかけ読書会 ～あなたの積読本～」	5名	市図
1月25日	「キッズクラフト 節分用豆入れを作ろう！」	16名	市図
1月26日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ フレームインテリア」 講師：株式会社 多賀城フラワー	13名	市図
2月4日	「ライブラリーコンサート」 演奏：童謡歌手 雨宮知子 氏 ピアニスト 鷺尾恵利子 氏	29名	市図
2月5日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図
2月8日	「大人のワークショップ サロン de」 講師：書家 大塚耕志郎 氏	5名	市図

2月9日	「親子で一緒に図書館探検隊！バレンタインカードで想いを伝えよう！」	10名	市図
2月12日	「赤ちゃんヨガとプチ離乳食講座」 講師：ベビーマッサージ・ベビーヨガ指導者 川村恵理香 氏	13名	市図
2月16日	「おとなの読書大学 損をしない暮らしのお金術」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	8名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
1月24日～ 2月9日 (計3回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	計5名	総体
2月2日	社会体育事業「スポーツフェスティバル(プール)」	292名	プール
2月11日	社会体育事業 「トライ！スポーツツアールパーク体験会」 講師：合同会社SENDAI X TRAIN	46名	総体
2月16日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」 講師：川口茜 氏	11名	総体
2月16日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 講師：株式会社FIT-R健康工房 NOBU	10名	総体
1月28日～ 2月15日 (計3回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：笑学交1年3組、笠の会例会、親和会 事業まちなかCafé	計60名	市内
1月25日～ 2月15日 (計8回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	計327名	中公 山公 大公 ヘルス

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
プール：市民プール ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和7年2月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第3号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年1月24日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財 政 第 2 5 8 2 号

令 和 7 年 1 月 2 3 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐

(公 印 省 略)

令和6年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)につ

いて(協議)

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：企画経営部財政課財政係
佐々木



臨時代理事務報告第4号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年1月24日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財政第2610号

令和7年1月23日

多賀城市教育委員会 殿

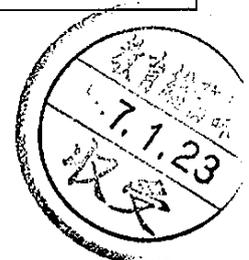
多賀城市長 深谷 晃祐

(公印省略)

令和7年度多賀城市一般会計予算について(協議)

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：企画経営部財政課財政係
齋藤



議案第 4 号

令和 7 年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標に
ついて

このことについて、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。

あわせて、市民が「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」の実現に向け、夢と希望が輝く、誰もが成長できるまちづくりのために活動できる環境整備に努める。

令和7年度教育重点目標

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもの健全な育成のためには、学校、家庭、地域などの多様な主体がそれぞれの特性・能力を生かしながら、互いを尊重しつつ、対等な立場で協力しあい、ともにその環境づくりに取り組んでいく必要がある。

地域学校協働本部と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を両輪として地域と学校との協働をより一層推進することで、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進

- ア 地域学校協働本部を中心とした、地域学校協働活動のより一層の連携・情報共有
- イ 学校支援活動の実施及び学校支援ボランティアの育成、活動支援
- ウ 地域教育力向上事業の実施（防災キャンプ等）
- エ 放課後子ども教室の実施及び運営スタッフの育成、活動支援
- オ 家庭教育支援チーム等と連携しながら家庭教育事業の実施

(2) 青少年の健全育成

- ア 街頭巡回指導の実施
- イ ジュニアリーダー、次世代リーダーの育成支援
- ウ 青少年活動団体への補助
- エ 成人式～二十歳を祝う会～の実施

2 学校教育の充実

これまでの社会は、明確な課題に対して何が正解かを迅速に判断することが求められ、教育も正解は何かを求める形が主流で進められた。しかし、科学技術は急激に変化し、AIが近い将

来現在の仕事を奪うとの予測が実感されるほど、社会のありようは激変を続け、未来は混沌としている。

このような社会の課題解決は、正解が未知の中、正解が複数あるのではないかと思われることから、自分や自分を含めた皆が領ける解＝納得解を生み出していく学びが強く求められる。また、デジタル技術の浸透により、あらゆる場でのDXが進められていることから、日々変化する社会における新たな教育の在り方について、真摯な対応が求められる。

学校現場では、これまで磨き上げてきた指導スキルを活かしつつ、一方向の一斉授業を改め、主体的対話的で深い学びへ改革する取組みが行われてきたが、未だに一斉授業から離れられなかったり、新しい学びの理解が十分ではなかったりする授業も散見され、学校における学習指導に関する意識改革を具体的に進める方策が必要である。また、家庭・地域に向けて、学校がめざす教育の具体的な姿を発信すると同時に、理解を進める手立てが必要である。

市教育委員会は、そのめざす姿と方向性をもとに、多賀城市教育振興計画を基盤に、子どもたちがこれからの時代を主体的に生き抜き、よりよい未来の創り手となれるよう、以下の施策を進めていく。

未来に向かう学びの基本方針

- 一人一人が夢中になり、没頭できる授業づくり
- 心理的安全性のある学校づくり
- デジタル・シティズンシップの授業づくり

(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革

- ア 授業改善を図るための授業の根幹となる評価基準の共有と児童生徒への目標としての提示
- イ 「子どもたちの学びの状況を客観的に把握した事実」に基づいた授業改善
- ウ 個別最適な支援を行うための「多層的な支援」(※注1)の実現
- エ 自立の基礎を養う「スタートカリキュラム」(※注2)の適切な運営と実態に即した改善
- オ 探究的な学習の位置づけ
- カ 主体的な課題解決ツールとして小学校高学年までにICTの文具化の実現
- キ 自らの命、他者の命を守る防災教育の推進
- ク 地域の特色を生かした多賀城学の推進

(2) 未来を生きる豊かな心の育成

- ア 児童生徒の心理的安全性の実現
- イ 一人に任せずチームで取り組む生徒指導の徹底
- ウ 様々な教育のニーズに対応する全職員・全教室における特別支援教育の充実
- エ 学校内外の多様な学びの場・居場所との連携・協働の実現
- オ 福祉部署・福祉関連機関との連携による家庭への啓発、家庭との協働

(3) 健やかな体の育成

- ア 感染症に対する理解と主体的な感染予防習慣の徹底
- イ 自分に合った運動との出会いの機会の創設と適切な運動習慣の確立
- ウ 健康と安全に関する自己管理能力の育成と基本的生活習慣の形成
- エ 給食センターと学校の連携による食育の推進

(4) 教育環境の保全と運営

- ア 「地域とともにある学校」をめざす学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の支援

- イ 各種支援員との適切な連携体制の確立
- ウ 教育改革と教職員の働き方改革の一体的な推進
- エ 未来に向けた部活動の在り方に関する検討と方針作成
- オ 学校施設の計画的な整備と日常・定期点検に基づく適切な修繕
- カ 小中学校通学区域の適正化
- キ 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保
- ク 学校外の機関の専門性との連携による、より良い教育の推進
- ケ 部活動の地域展開に向けた取組

(※注1)

- ・多層型支援システムの理解と授業のユニバーサルデザイン化
- ・学年によるケース会議の設定

(※注2)

- ・ひらがな音読調査（スクリーニング検査）の実施と活用
- ・実態や特性に応じた学習活動の位置づけ
- ・生活科を中心とした合科的、関連的な指導

3 生涯学習の促進

社会環境が大きく変化する中であって、賢く、楽しく、生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより、「生活の質」を高めていくことが大切である。そのため、生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの社会教育施設においては、市民が学び、また、それを通じて交流する場としてふさわしい管理を行っていく。

また、多様な学びのニーズに対応した学習メニューを用意するとともに、利用者が自らの課題に気づき、解決する学びを支援することにより、その学習成果を適切に生かすことのできる知の循環型社会の形成を推進する。

指定管理者制度を導入している生涯学習施設においては、民間企業や地域の市民団体の強みを生かし、「学び」の深化を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学びと発揮の機会の確保

- ア 公民館等における社会教育講座の開催
- イ 図書館における読書と学習の場の提供、各種イベントの開催
- ウ 子どもの読書を促進する学校図書館の支援
- エ 学びと発揮の機会となる文化センターまつり、山王地区公民館まつり、大代地区公民館まつりの開催
- オ 生涯学習活動を支援するための生涯学習活動への補助
- カ 生涯学習団体等への補助

(2) 文化芸術の振興

- ア 文化センター等における芸術鑑賞機会の提供
- イ 市民音楽祭等の音楽イベントの実施
- ウ 文化芸術振興団体等への補助

(3) 生涯学習施設の保全と運営

- ア 施設・設備の適正な維持管理
- イ 利用者サービスの充実

4 市民スポーツ社会の促進

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るため、スポーツ活動を促進し、多種目・多世代・多目的で作る市民スポーツ社会を実現する。そのため、総合型地域スポーツクラブとの連携・協力により、多様なスポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流をとおり、活気あふれる元気なまちづくりを推進する。

このため、次の施策を行う。

(1) スポーツ機会の充実

- ア 社会体育施設等におけるスポーツ教室等の開催
- イ 学校施設を開放してスポーツ振興を図る学校開放の実施
- ウ 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会、国民スポーツ大会東北ブロック大会の運営支援

(2) 社会体育施設等の保全と運営

- ア 施設・設備の適正な維持管理
- イ 利用者サービスの充実

5 文化財の保存と活用

本市の大きな財産である文化財が次の世代に継承され、市民が市の歴史や文化を身近に感じることができるまちづくりを推進するため、特別史跡や名勝の適切な保存管理に引き続き努めるとともに、市内文化財の整備と活用を図り、認知度の向上を図る。

震災復興のシンボルである多賀城南門等復元整備及び築地塀等の復元工事が完成した。令和7年度は、ビューポイントから南門及び大路の眺望を確保しつつ、良好な景観形成を図るため植栽等の工事に引き続き取り組む。また、多賀城跡に隣接する多賀城跡ガイダンス施設では、多賀城跡の歴史的価値や魅力の発信とともに、文化資源を活かした観光振興の促進を図る。

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業については、重点遺構保存活用地区の整備促進や安全な見学動線の確保等の現状の課題を整理しつつ、市民を始めとする国民が親しみ、学べるだけでなく、地域の生活や営みのなかで活用される特別史跡を目指した計画となるよう取り組む。

歴史遺産保全・発信事業については、企画展を継続的に開催し、本市の文化財の魅力を広く発信することで交流人口の増加を図るとともに、市民が歴史と文化財に触れる機会の充実に取り組む。

特別史跡の保存管理については、良好な史跡景観を維持するため、引き続き適切な管理を行う。

名勝「おくのほそ道の風景地」である興井の整備については、関係各課と連携の上、引き続き水質改善の維持を図り、環境保全を推進する。

宅地造成や住宅建築等に伴う発掘調査については、住民等のニーズに迅速に対応し、文化財保護法に基づく適正な埋蔵文化財の記録、保存を行う。

文化財の普及啓発については、展示会・講座や体験学習等、ニーズに応じた企画を開催し、市民が文化財に触れる機会の充実に取り組む。

このため、次の施策を行う。

(1) 文化財の調査・保存の推進

- ア 埋蔵文化財の発掘調査の推進
- イ 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の実施

- ウ 地域との連携による史跡地内の景観保全の推進
- エ 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画の策定
- (2) 文化財の積極的な活用促進
 - ア 特別史跡多賀城跡附寺跡の整備促進とまちづくりへの活用の検討
 - イ 名勝「おくのほそ道の風景地」及び市指定文化財の活用検討
- (3) 文化財の普及啓発の推進
 - ア 子どもたちの歴史的な体験学習機会や市民が文化財に触れる機会の充実
 - イ 市の歴史・文化の魅力を広く伝える展示会、講座や出前学習等の充実
 - ウ 市内小学校と連携した歴史教育（多賀城学）の推進

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。

あわせて、市民が「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」の実現に向け、夢と希望が輝く、誰もが成長できるまちづくりのために活動できる環境整備に努める。

令和6-7年度教育重点目標

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもの健全な育成のためには、学校、家庭、地域などの多様な主体がそれぞれの特性・能力を生かしながら、互いを尊重しつつ、対等な立場で協力しあい、ともにその環境づくりに取り組んでいく必要がある。

地域学校協働本部と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を両輪として地域と学校との協働をより一層推進することで、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進

- ア 地域学校協働本部を中心とした、地域学校協働活動のより一層の連携・情報共有
- イ 学校支援活動の実施及び学校支援ボランティアの育成、活動支援
- ウ 地域教育力向上事業の実施（防災キャンプ等）
- エ 放課後子ども教室の実施及び運営スタッフの育成、活動支援
- オ 家庭教育支援チーム等と連携しながら家庭教育事業の実施

(2) 青少年の健全育成

- ア 街頭巡回指導の実施
- イ ジュニアリーダー、次世代リーダーの育成支援
- ウ 青少年活動団体への補助
- エ 成人式～二十歳を祝う会～の実施

2 学校教育の充実

これまでの社会は、明確な課題に対して何が正解かを迅速に判断することが求められ、教育も正解は何かを求める形が主流で進められた。しかし、科学技術は急激に変化し、AIが近い将

来現在の仕事を奪うとの予測が実感されるほど、社会のありようは激変を続け、未来は混沌としている。

このような社会の課題解決は、正解が未知の中、正解が複数あるのではないかと思われることから、自分や自分を含めた皆が領ける解＝納得解を生み出していく学びが強く求められる。また、デジタル技術の浸透により、あらゆる場でのDXが進められていることから、日々変化する社会における新たな教育の在り方について、真摯な対応が求められる。

学校現場では、これまで磨き上げてきた指導スキルを活かしつつ、一方向の一斉授業を改め、主体的対話的で深い学びへ改革する取組みが行われてきたが、未だに一斉授業から離れられなかったり、新しい学びの理解が十分ではなかったりする授業も散見され、学校における学習指導に関する意識改革を具体的に進める方策が必要である。また、家庭・地域に向けて、学校がめざす教育の具体的な姿を発信すると同時に、理解を進める手立てが必要である。

市教育委員会は、そのめざす姿と方向性をもとに、多賀城市教育振興計画を基盤に、子どもたちがこれからの時代を主体的に生き抜き、よりよい未来の創り手となれるよう、以下の施策を進めていく。

未来に向かう学びの基本方針

- 一人一人が夢中になり、没頭できる授業づくり
- 心理的安全性のある学校づくり
- デジタル・シチティズンシップの授業づくり

(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革

- ア 授業改善を図るための授業の根幹となる評価基準の共有と児童生徒への目標としての提示
- イ 「子どもたちの学びの状況を客観的に把握した事実」に基づいた授業改善
- ウ 個別最適な支援を行うための「多層的な支援」(※注1)の実現
- エ 自立の基礎を養う「スタートカリキュラム」(※注2)の適切な運営と実態に即した改善
- オ 学校・地域の特色を生かした探求究型的な学習の位置づけ
- カ 主体的な課題解決ツールとして小学校高学年までにICTの文具化の実現
- キ 自らの命、他者の命を守る防災教育の推進
- ク 地域の特色を生かした多賀城学の推進

(2) 未来を生きる豊かな心の育成

- ア 児童生徒の心理的安全性の実現
- イ 一人に任せずチームで取り組む生徒指導の徹底
- ウ 様々な教育のニーズに対応する全職員・全教室における特別支援教育の充実
- エ 学校内外の多様な学びの場・居場所との連携・協働の実現
- オ 福祉部署・福祉関連機関との連携による家庭への啓発、家庭との協働

(3) 健やかな体の育成

- ア 感染症に対する理解と主体的な感染予防習慣の徹底
- イ 自分に合った運動との出会いの機会の創設と適切な運動習慣の確立
- ウ 健康と安全に関する自己管理能力の育成と基本的生活習慣の形成
- エ 給食センターと学校の連携による食育の推進

(4) 教育環境の保全と運営

- ア 「地域とともにある学校」をめざす学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置

支援

- イ 各種支援員との適切な連携体制の確立
- ウ 教育改革と教職員の働き方改革の一体的な推進
- エ 未来に向けた部活動の在り方に関する検討と方針作成
- オ 学校施設の計画的な整備と日常・定期点検に基づく適切な修繕
- カ 小中学校通学区域の適正化
- キ 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保
- ク 学校外の機関の専門性との連携による、より良い教育の推進
- ケ 部活動の地域展開に向けた取組

(※注1)

- ・多層型支援システムの理解と授業のユニバーサルデザイン化
- ・学年によるケース会議の設定

(※注2)

- ・ひらがな音読調査（スクリーニング検査）の実施と活用
- ・実態や特性に応じた学習活動の位置づけ
- ・生活科を中心とした合科的、関連的な指導

3 生涯学習の推進促進

社会環境が大きく変化する中であって、賢く、楽しく、生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより、「生活の質」を高めていくことが大切である。そのため、生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの社会教育施設においては、市民が学び、また、それを通じて交流する場としてふさわしい管理を行っていく。

また、多様な学びのニーズに対応した学習メニューを用意するとともに、利用者が自らの課題に気づき、解決する学びを支援することにより、その学習成果を適切に生かすことのできる知の循環型社会の形成を推進する。

指定管理者制度を導入している生涯学習施設においては、民間企業や地域の市民団体の強みを生かし、「学び」の深化を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学びと成果発表発揮の機会の確保

- ア 公民館等における社会教育講座の開催
- イ 図書館における読書と学習の場の提供、各種イベントの開催
- ウ ~~視聴覚ライブラリーの運営~~
- エウ 子どもの読書を促進する学校図書館の支援
- ホエ 学習の成果発表の学びと発揮の機会となる文化センターまつり、山王地区公民館まつり、大代地区公民館まつりの開催
- ホオ 生涯学習活動を支援するための生涯学習活動費への補助
- キカ 生涯学習団体等への補助

(2) 文化芸術の振興

- ア 文化センター等における芸術鑑賞機会の提供
- イ 市民音楽祭等の音楽イベントの実施
- ウ 文化芸術振興団体等への補助

- (3) 生涯学習施設の保全と運営
 - ア 施設・設備の適正な維持管理
 - イ 利用者サービスの充実

4 市民スポーツ社会の振興促進

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るため、スポーツ活動を促進し、多種目・多世代・多目的で作る市民スポーツ社会を実現する。そのため、総合型地域スポーツクラブとの連携・協力により、多様なスポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流をとおり、活気あふれる元気なまちづくりを推進する。

このため、次の施策を行う。

- (1) スポーツ機会の充実
 - ア 社会体育施設等におけるスポーツ教室等の開催
 - イ 学校施設を開放してスポーツ振興を図る学校開放の実施
 - ウ 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会、国民スポーツ大会東北ブロック大会の運営支援
- (2) 社会体育施設等の保全と運営
 - ア 施設・設備の適正な維持管理
 - イ 利用者サービスの充実

5 文化財の保存と活用

本市の大きな財産である文化財が次の世代に継承され、市民が市の歴史や文化を身近に感じることができるまちづくりを推進するため、特別史跡や名勝の適切な保存管理に引き続き努めるとともに、市内文化財の整備と活用を図り、認知度の向上を図る。

震災復興のシンボルである多賀城南門等復元整備事業及び周辺整備事業については、及び築地塀等の復元工事が完成した。令和7年度は、ビューポイントから南門及び大路の眺望を確保しつつ、良好な景観形成を図るため植栽等の工事に引き続き取り組む。また、多賀城跡に隣接する多賀城跡ガイダンス施設では、多賀城跡の歴史的価値や魅力の発信とともに、文化資源を活かした観光振興の促進を図る多賀城創建1300年、令和6年度の事業完了に向け、南門と一体的に整備する築地塀等の工事を進めるとともにガイダンス施設の建設に取り組む。

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業については、文化財保護法の改正に伴う文化財の活用という新たな視点を含めながら、特別史跡全体の保存、管理、活用、整備について、次期計画の策定を推進する。重点遺構保存活用地区の整備促進や安全な見学動線の確保等の現状の課題を整理しつつ、市民を始めとする国民が親しみ、学べるだけでなく、地域の生活や営みのなかで活用される特別史跡を目指した計画となるよう取り組む。

歴史遺産保全・発信事業については、多賀城創建1300年に向けて関連性のある企画展を継続的に開催し、本市の文化財の魅力を広く発信することで交流人口の増加を図るとともに、市民が歴史と文化財に触れる機会の充実に取り組む。

特別史跡の保存管理については、良好な史跡景観を維持するため、引き続き適切な管理を行う。

名勝「おくのほそ道の風景地」である興井の整備については、関係各課と連携の上、引き続き水質改善の維持を図り、環境保全を推進する。

宅地造成や住宅建築等に伴う発掘調査については、住民等のニーズに迅速に対応し、文化財

保護法に基づく適正な埋蔵文化財の記録、保存を行う。

文化財の普及啓発については、展示会・講座や体験学習等、ニーズに応じた企画を開催し、市民が文化財に触れる機会の充実に取り組む。

このため、次の施策を行う。

(1) 文化財の調査・保存の推進

ア 埋蔵文化財の発掘調査の推進

イ 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の実施

ウ 地域との連携による史跡地内の景観保全の推進

エ 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画の策定

(2) 文化財の積極的な活用促進

ア 特別史跡多賀城跡附寺跡の整備促進とまちづくりへの活用の検討

イ 名勝「おくのほそ道の風景地」及び市指定文化財の活用検討

(3) 文化財の普及啓発の推進

ア 子どもたちの歴史的な体験学習機会や市民が文化財に触れる機会の充実

イ 市の歴史・文化の魅力を広く伝える展示会、講座や出前学習等の充実

ウ 市内小学校と連携した歴史教育（多賀城学）の推進

議案第5号

令和6年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について
このことについて、別紙のとおり決定する。

令和7年2月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦